

広島地方最低賃金審議会
第4回運営小委員会 議事要旨

開催日時	令和8年7月31日(金) 15時5分～16時10分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
主要議題	令和8年度の審議の進め方について		
議 事 要 旨			
令和8年度の審議の進め方について			
1 特定最低賃金の必要性審議において、本審で業界関係者にオブザーバーとして意見を述べていただく場合のオブザーバーの人選については、各側が推薦し、推薦公示はしないこととなった。			
2 特定最低賃金の必要性については、以下の方式で審議することとなった。			
労働協約ケースの申出は、業種により、①本審のみ、②本審と検討小委員会、③本審と専門部会のいずれかで審議することとし、①、②はオブザーバー参加もあり得る。			
公正競争ケースの申出は、本審のみで審議し、業種により、オブザーバー参加もあり得る。			
今後の開催予定日である8月17日の本審で特定最低賃金の必要性を諮問し、業種ごとの審議方式を決定し、9月2日の本審でオブザーバーに参加していただく予定で進めていくこととなった。			
新設の申出は公正競争ケースでの申出であり、使側の「公正競争ケースである新設の申出については、オブザーバー参加を考えていない。」旨の意見に対し、労側から「持ち帰って検討したい。」旨の説明がなされた。			